

# 再生可能エネルギーに係る 新市場拡大措置について

平成 13 年 10 月 29 日  
資源エネルギー庁

本資料は、第 2 回「自然エネルギー市民委員会」の席上で資源エネルギー庁より配布された資料のテキストとグラフを、スキャナーで取り込んで、電子ファイル化したものである。

「自然エネルギー促進法」ネットワーク

## 参加型モデルシミュレーション結果について

10月4日、11日、12日の3日間、延べ36時間にわたって、延べ60余名の参加を得て、3つのケースにおいて、証書の発行と売買に関する参加型シミュレーションを実施した。

### 1. シミュレーションの前提

#### (1) クォータ量の設定

- ・クォータの総量：新エネルギー発電電力総目標量（115億 kWh；販売分）から新エネルギー既存設備（ゲーム上は1999年のデータを使用）による発電総量を除き、さらに、簡略化のため太陽光発電量見込みを除いた量（78億4500万 kWh）とする。（実際の2010年度の目標値から、太陽光発電量（見込み）を除くことを意味するものではない。）
- ・2010年までの年度ごとの設定：2010年度の新エネルギー発電電力量の目標値（78億4500万 kWh）に向けて毎年一定量で増加
- ・各電力事業者への配分：販売電力量（見込み）に比例（参考1参照）

#### (2) 新エネルギー発電電力量の設定

- ・新エネルギー電力供給事業者（以下供給事業者）に対して、毎年1回証書が発行される。
- ・毎年度の設備投資量：予め与えられた供給曲線に基づいて、市場の状況、義務量、発電コストを勘案して、供給事業者が設備導入量を決定する（ゲーム上は発行される証書量として表される。）

ただし、設備投資期間を考慮して、当初数年間はエネルギー源の種類毎に発行証書量を決定。  
（風力：当初2年、廃棄物：当初4年、バイオマス：当初4年の発行証書量を予め設置）  
（参考1参照）

#### (3) 基本ルール

- ・証書発行回数：毎年度1回（実際は四半期毎の発行が望ましいが、簡略化のため一回とした）
- ・証書有効期限：2年間
- ・証書発行単位：1MWh（=1000kWh、四捨五入）
- ・クォータの未達成の場合のペナルティ：15,000円/証書1枚（15円/kWh）
- ・ボロウイング：クォータ量の20%を上限とする。
- ・売買方法：長期相対取引（売り手と買い手が直接相談して売買を行う。  
期間は15年のみ。）  
長期市場取引（揭示情報を見て、売買を行う。期間は5年及び15年。）  
スポット取引（揭示情報を見て、売買を行う。）

期間を限定したのは、ゲームの簡略化のため。

(4) 供給曲線に関する前提

- ・ 電力購入価格は 4 円 / kWh。
- ・ 補助金及び企業の利潤（配当分を除く）は 0。
- ・ 風力における系統関係費用（系統強化及び調整電源）を 2005～2011 年度に織り込み。それ以外の導入制約要因については発電設備毎のリードタイムを設けることで対応。
- ・ 供給事業者の供給曲線は、エネルギー源毎に一つ（企業別の差異は考慮せず）。

(5) 実施ケース

供給事業者について、産業廃棄物発電を入れないケース（第 1 回）と入れたケース（第 2 回）について実施するとともに、第 3 回では、一般投資家を入れたケースを実施。

	供給事業者	小売電力事業者	その他
第 1 回	風力発電（2 社）、一般廃棄物発電（2 社）、バイオマス発電（1 社）	10 社	
第 2 回	風力発電（2 社）、一般廃棄物発電（2 社）、バイオマス発電（1 社）、産業廃棄物発電（1 社）	10 社	
第 3 回	風力発電（2 社）、一般廃棄物発電（2 社）、バイオマス発電（1 社）、産業廃棄物発電（1 社）	10 社	一般投資家（2 社）

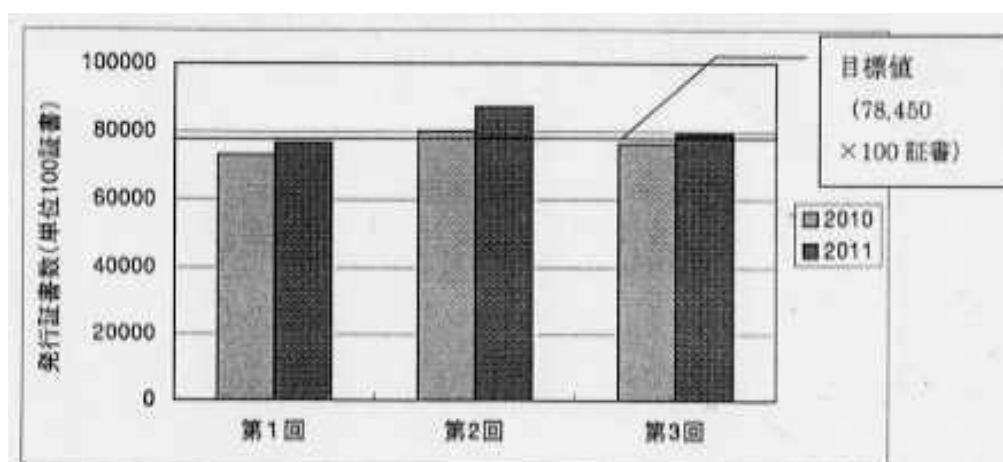
モデルの簡略化のため、一般電気事業者とした。

2. 結果について

(1) 新エネルギー発電量

目標値との関係

3 回を通じて、ほぼ目標値（すなわちクォータ量）を満たす証書量が発行された（新規の新エネルギー発電量が確保された）。なお、第 1 回では、ポロウイングの利用により新エネ発電量は若干目標値を下回っているが、ポロウイングの範囲内であり、電力事業者・供給事業者双方がポロウイング分を折込んだ上で行動した結果である。

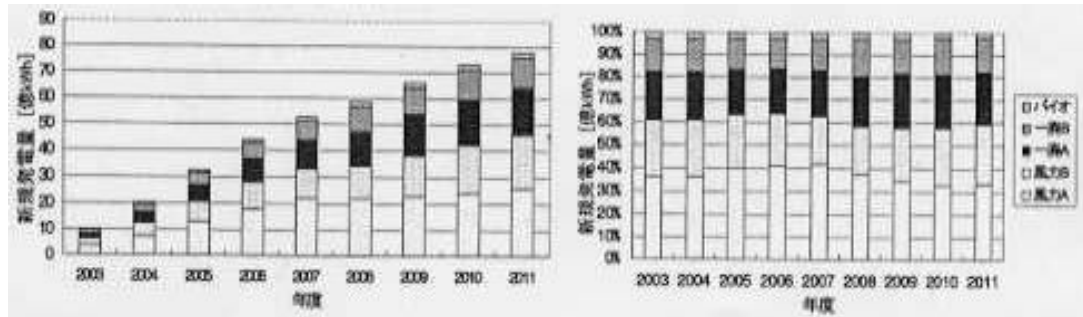


新エネルギー発電量のエネルギー源ごとの内訳と経年推移

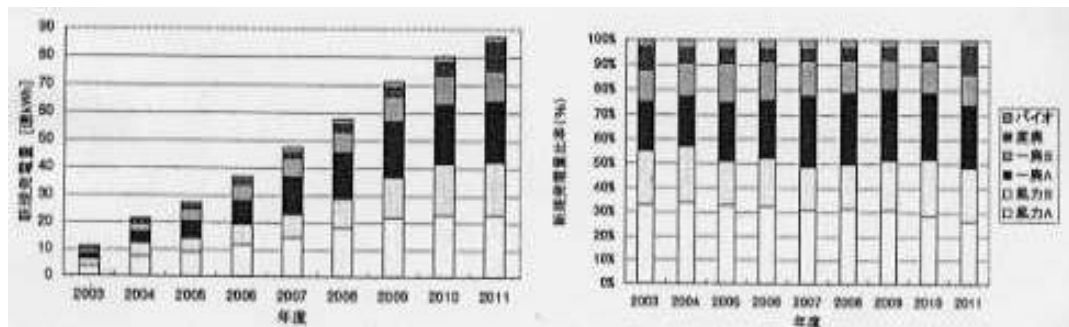
新エネルギー発電量のエネルギー源毎の内訳を見ると風力が50%強、一般廃棄物が約30%、産業廃棄物が5~10%（2、3回のみ）、バイオマスが数%となっている。

ただし、風力については一定の系統関係費用が発電コストに折込まれており、必要な系統強化等が整備されることを前提としている。

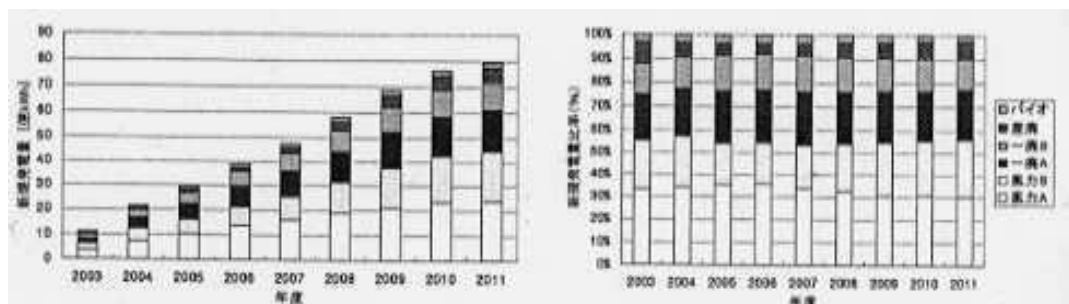
) 第1回



) 第2回



) 第3回



## (2) 証書価格の推移

第1～3回では、全体の取引量の大半を占める長期相対取引の受渡時点の約定価格平均で見ると、約9,000円から11,000円の近傍で取引をされていた。

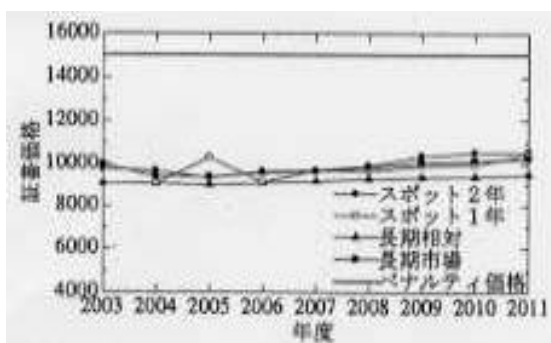
長期市場取引は、長期相対取引と比較して、若干高く、第1回で9,000円から11,000円、第2回で約11,000円から13,000円、第3回で約11,000円から12,000円の近傍で取引されていた。但し成約価格は相場観を反映し、9,000～14,000円と変動した。

スポット市場は、第1回では上がり基調、第2、3回では、途中に上昇し、それを踏まえて設備投資（供給側）が増加したため、目標年度（2010年度）に近づくにつれ下がる傾向があった。（スポット価格は長期と比べ、需給に敏感に反映するため、変動幅が大きく一時的に罰金価格に近い価格で取引される場合もあったが、期間全体を通してペナルティ価格に貼り付く状況はみられなかった。）

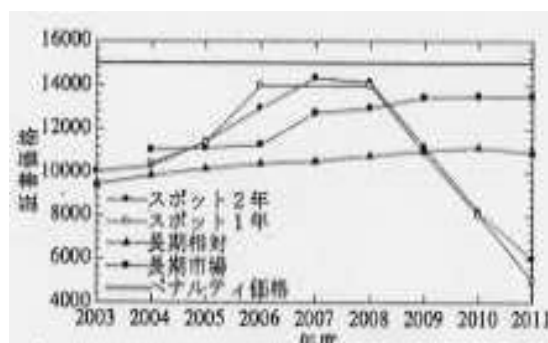
注：第1回では、参加者の不慣れもあり、一部の供給事業者側において赤字が発生した。

図．証書価格（受渡時点の約定価格平均）

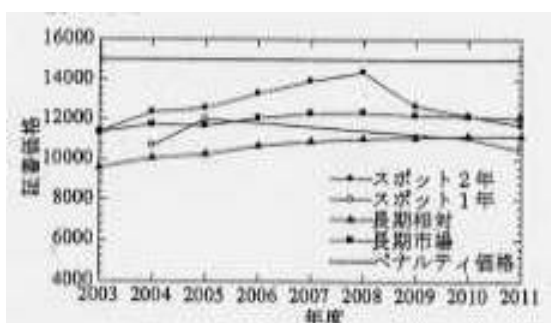
(第1回)



(第2回)



(第3回)



平均証書価格の値については、参考2参照。

各年度に成立した取引の価格の推移の詳細については、参考3参照。

(3) 電力事業者におけるクォータの達成状況

クォータの達成状況

クォータはいずれの年も、ほぼ達成された。ただし、参加者の不慣れ等の理由により、1ゲームにつき3件程度のペナルティ支払いがみられた。

電力事業者側が支払ったコスト

クォータ量の達成のため、電力事業者側(10社計)が支払った額は第1~3回のいずれも総額約4,000~4,400億円程度であった。9年間の平均すると、約440~490億円(約9~11円/kWh)。

	第1回	第2回	第3回
コスト負担合計(億円)	4,020	4,360	4,330

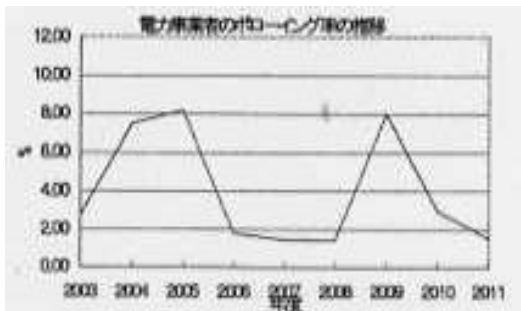
ポロウイング

ポロウイング率は20%を想定していたが、電力事業者の固めの運用により、電力事業者平均で10%を超えることはほとんどなかった。(個別事業者ベースでは、ポロウイング率が20%に至ったケースもあった)

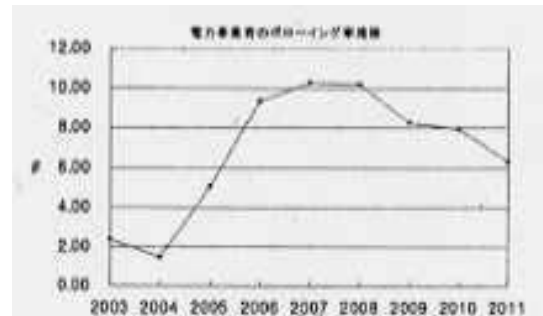
	ケース1	ケース2	ケース3
全期間平均ポロウイング率	3.6%	7.8%	4.1%

## ボロウイング率の推移

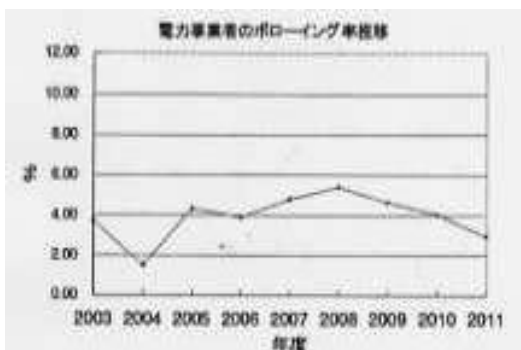
(第1回)



(第2回)



(第3回)

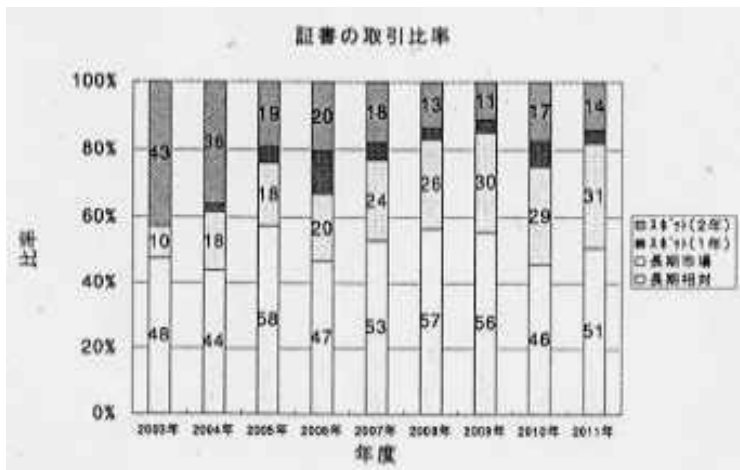


### (4) 取引証書における長期短期比率

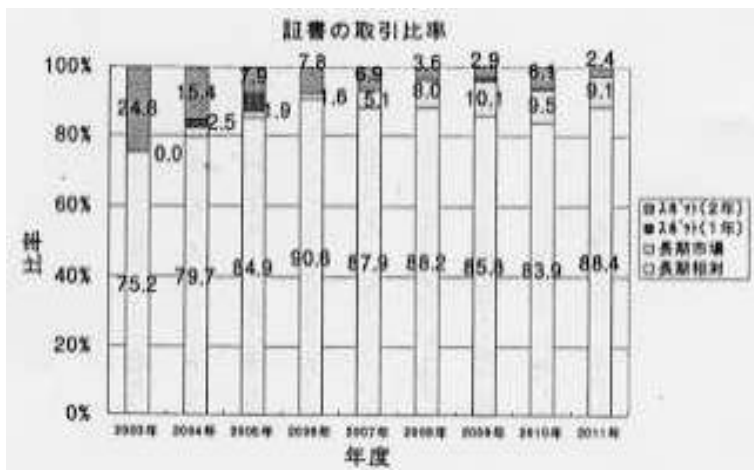
長期取引と短期取引の取引比率は、9年間の平均でみて、第1回では、8:2であったが、第2、第3回では約9:1とほとんどが長期取引で占められていた。特に第2、第3回では、参加者の本シミュレーションに対する習熟効果や取引の安定化志向もあり、長期相対取引の割合が7~8割以上にもなっている。

また、第1~3回いずれも、時系列的に見て後年度ほど、長期取引（長期相対、長期市場の合計）の割合が増加する傾向にある。（長期取引の効果が累次的に効いてくるため）

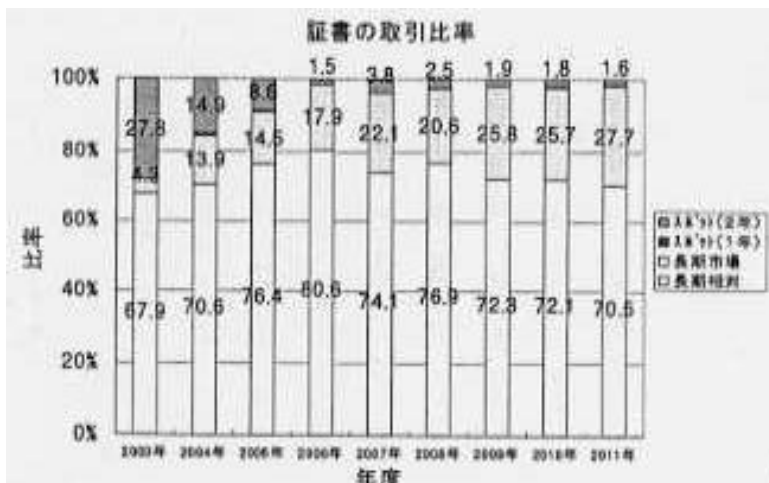
(第1回)



(第2回)



(第3回)





### 3. 考察

#### (1) 今回のシミュレーションによって判明した事項

新エネルギー発電電力量と目標との関係について

3回のいずれのケースにおいても、ほぼクォータ量を満たす証書数が供給された。

(ただし、必要な系統強化等の整備を前提としている。)

証書価格について

証書価格については、全期間を通じてほぼペナルティ金額よりも低く推移し、ペナルティ金額に張付く現象は見られなかった。特に、長期価格は安定的に推移した。短期スポット価格については、その時々需給を反映して一時的にペナルティ金額に近づいた例もみられたが、金額が高くなると証書が市場に供給され、短期的には証書保有者による売却、長期的には設備投資により発電量が増加が起ることにより、証書価格が低下するといった市場機能が見られた。なお、需給がタイトになった場合に取引価格が急騰した背景として、買い手の一部が“成行買い”オペレーションを行ったことから、一気に上昇した可能性もある。)

証書取引における長期取引・短期取引の割合について

全体の取引については、長期の取引の比率が8~9割と非常に高く、特に相対取引の例が7~8割以上を占めた。

これは、早期に安定した価格で証書を確保したいという電力事業者側の思惑と設備投資も見込んで安定した価格で証書を売却したいという供給事業者側の思惑とが一致したためと見られる。

目標量の達成に必要なコストについて

本シミュレーションで、電力事業者側が支払ったコストは9年の総額約4000~4500億円であった。(年平均400~450億円)

#### (2) モデル上の課題

参加者によるアンケート等により、以下のような課題が指摘された。

供給助線設定における課題

供給曲線がエネルギー源別に同一との仮定を置いたため、同一エネルギー源の供給事業者間の競争が限定された。現実には個々の供給事業者毎に供給曲線が異なるので、もう少し活発なコスト競争が起きる可能性もある。

グリーン証書発行方法に関する課題

シミュレーションを簡易化するための仮定について、以下のような意見があった。

- ・供給事業者側は毎年発行証書量について一度設備量を決定すると変更できず、また、発行証書量を減少させることができないが、現実には稼働率の調整等により、その年

の市場価格を見ながら供給を調整できるのではないか。

- ・電力事業者の選択肢を広げるため電力事業者も自ら発電を行い、証書を発行できるようにすべき

#### システム上の課題

今回は短期間で構築したモデルでもあり、手作業に頼る部分等があったため、取引作業に手間どり、瞬時の対応ができず、取引状況を即時に反映した市況情報とならなかった面があった。

#### 参加者の習熟度の課題

本シミュレーションは、参加者に習熟を要求するシステムであるため、後から加わった参加者が習熟していない分だけ、不利な状況もあったと考えられる。

#### 参加協力を頂いた、企業、自治体一覧

電力事業者：北海道電力（株）、東北電力（株）、鹿京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、  
関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）、沖縄電力（株）

供給事業者：（株）トーメン、電源開発（株）、（株）荏原製作所、太平洋セメント（株）、  
東京都、大牟田市

投資家：イーレックス（株）、丸紅（株）

計 16 企業

## 固定価格買取制度と証書制度との比較等について（案）

平成 13 年 10 月 25 日

これまで小委員会においては、固定価格買取制度をはじめとする諸制度（オプション B 群）と証書制度（オプション C）を中心に、諸外国におけるそれぞれの制度の内容・評価を軸に議論が進められてきた。

しかしながら、我が国の実情に照らして、これらの制度を比較・評価するには、我が国において新市場拡大措置を導入する際に具体的に問題となる論点に即して、議論を行うことが重要である。

このため、これまで小委員会で議論されてきた、新エネルギー電力の導入効果や費用負担等の問題やそれ以外の諸論点に即して、以下に両制度の比較を行う。

なお、オプション B 群には大きく分類して政府一括入札 + 買取型（イギリス型）と固定価格買取型（ドイツ型）が存在するが、ドイツでは一定の成果を挙げつつあるのに対し、イギリスにおいては証書制度に移行することになったこと等を踏まえ、オプション B 群については、固定価格買取制度（ドイツ型）に焦点を当てることとした。

### 1. 新エネルギー電力の導入効果及び費用負担等

#### （1）効果の確実性

固定価格買取制度は、ドイツにおいて風力発電の大幅な増加をもたらす等、一定の条件が備われば、新エネルギー導入促進に大きな効果のある制度と考えられる。

他方、固定価格を適切な水準に設定することには困難が伴い、イタリアにおける評価にみられるように、仮に低すぎる水準に設定されれば、新エネルギーの導入が進展しない可能性もある。

これに対し、証書制度は、価格でなく割当量の決定であるため、新エネルギー発電が期待通りに導入されないというリスクが少ない制度であり、効果の確実性の点で優れている。

#### （2）コスト削減インセンティブ及び社会的費用負担

固定価格買取制度は、発電者側にコスト・インセンティブが働きにくい制度であるため、最終消費者のコストが下がりにくい可能性がある。

また、一度定められた買い取り価格は、新エネルギー発電事業へ投資する側の予見可能性等を考慮すると、機動的な見直しには限界が生じるおそれもある。例えば、成功事例とされるドイツにおいても、発電コストが相当程度低下しても、買取価格がむしろ引き上げられ、標準的な発電コストを上回る高水準で推移しており、このような状態が生じると、最終消費者のコストがなかなか下がらない結果となる可能性もある。

他方、証書制度においては、現実的な導入量を踏まえた適切なクォータ設定が行われる等の結果市場原理が有効に機能した場合、義務対象者となる電気事業者の電源選択の自由等の経営判断上のフレキシビリティは確保され、そのことが新エネルギー発電事業者間の競争を促し、コスト削減インセンティブが維持され、証書制度に期待されるメリットも実現可能となる。

### (3) 費用負担の公平性

固定価格買取制度においては、例えば風力資源の地域的偏在等から生じる義務対象者間における費用負担の公平性の点で問題を生じるおそれがある。この問題は、義務対象者の費用負担の平準化スキームを適切に設定・運用することで回避できる可能性もあり、例えばドイツにおいては、近時の改正においてかかるスキームが盛り込まれたところである。しかしながら、我が国において、適切な費用負担の平準化スキームが設定・運用できるかどうかについては、なお議論の余地がある。

この点、証書制度においては、新エネルギー電力の購入に要するコストが転嫁された証書の売買を準じて義務対象者間の費用負担の平準化が図られるため、費用負担の公平性の面で優れた制度と評価できる。

## 2, その他の諸論点と両制度の比較

新エネルギー電力導入増加に伴う費用負担の問題以外にも、電力系統連系対策に伴う負担、対象エネルギーの範囲、義務対象者の範囲、自主的な取り組みとの関係といった諸論点がある。しかしながら、これらについては、以下のように、固定価格買取制度と証書制度のいずれにとってもほぼ共通の問題であり、これらの論点からは、我が国にとっていずれの制度が適しているかを判断する材料にはなりにくいと考えられる。

### (1) 電力系統連系対策に伴う負担

新エネルギー、特に出力の不安定な風力発電の大規模な導入を行う際には、周波数変動抑制等の系統安定化や既存系統の増強等の対策を講じることが必要となる。

その際必要な費用規模については、新エネルギー部会において今後10年間で約2,200~5,500億円と試算されている。これらの費用負担は、地域的偏在等から生じる負担の偏りが生じないよう、公平かつ公正に行われる仕組みが必要である。

かかる観点からは、新エネルギー電力の導入に要するコストが転嫁される証書制度は、地域的負担の差をフレキシブルに補正するメカニズムを内在しており、すぐれた制度と評価できる。しかしながら、固定価格買取制度であっても、適切に設計された負担平準化スキームを備えるならば、これらの問題を解決することは論理的には可能である(適切な負荷平準化スキームが現実に設定・運用できるかどうかについては、なお議論が必要)。

また、地域的偏在以外の問題として、例えば、系統連系対策に係る費用負担が挙げられるが、いずれにせよ、これは新市場拡大措置の在り方如何にかかわらず存在する問題である。

## (2) 対象エネルギーの範囲

新市場拡大措置の対象となるエネルギーの問題として、二酸化炭素やその他の有害物質の排出抑制や再使用・再生利用促進にネガティブな影響を与えるおそれがあること、既に十分な経済性を有する利用形態が現出していることを理由に、海外において産業廃棄物発電を政策支援すべきエネルギーとしないとの整理をしている国（ドイツ、スウェーデン、スペイン等）もあることから、我が国においても、新市場拡大措置の対象エネルギーとすべきではないのではないかとの問題提起も小委員会の議論においてなされたところである。

但し、我が国では産業廃棄物の処理場の容量が限られており、再使用・再生利用に適しない廃棄物は焼却処分に頼らざるを得ない等の実情も踏まえ、これらについては発電に伴う追加的な環境負荷がないため、新エネルギー部会報告においても一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、新エネルギーとして導入促進を図っていくべきとの方針が既に示されている。

いずれにせよ、固定価格買取制度と証書制度の比較という側面から本論点をみると、対象エネルギーの範囲をいかに設定するかという問題は、両制度の比較という次元からは独立した問題である。

また、証書制度は新エネルギー間で競争原理が作用する制度であるため、産業廃棄物発電が風力発電等他の新エネルギーによる発電に対してコスト的に優位に立ち、大きく普及するとの議論もあり得るが、風力発電のコストも系統整備の在り方や政府の支援策等の在り方に大きく依存し、また、固定価格買取制度においても、買い取り価格の水準設定次第でもあり、単純に両制度の優劣の問題とすることはできない。

## (3) 新市場拡大措置における義務対象者の範囲

新市場拡大措置における義務対象者の範囲の問題については、小委員会においても度々議論されてきているところである。

まず、固定価格買取制度の場合、一義的な義務対象者としては、電力系統を保有する者が制度の仕組み上想定されるところである。

これに対し、証書制度の場合、義務対象者となるべき者の可能性としては、発電事業者、小売事業者、消費者のそれぞれが考えられるが、

発電事業者それぞれに、一定比率の新エネルギー発電を行う義務を課すとする、特に小規模な発電事業者を中心に、より小規模で効率の悪い新エネルギー発電施設が乱立し、各発電事業者がそれぞれの得意分野に特化するシステムと比して社会全体として効率の悪いシステムになるおそれがあること、

大半の消費者は、発電源を直接選択することはできないこと、また、消費者の数の多さにより、制度を管理する行政コスト等が大きくなることから、消費者を義務対象とする制度は費用対効果の面で問題があること、  
小売り事業者は系統を介して発電源、消費者の双方に密接に連系しているため、事実上最も自由に電源選択を行う能力を有しており、消費者を義務対象とする制度に比べ、制度管理コストも格段に小さくて済むこと

等を勘案すると、小売事業者を義務対象者とするのが効果的との整理もあり得る。

証書制度を導入している諸外国の事例を見ると、一部の国には消費者を対象とする事例も見られるものの、オーストラリア、テキサス州、イギリス等多くの場合において、小売事業者を義務対象者としている。

仮に、小売事業者を義務対象者とする場合には、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者が電力市場において競争関係にあり、3者の間での競争中立性を担保する必要があることに注意が必要である。この際、自家発自家消費に関しては、電力を販売することを事業とする小売事業者とは異なり、むしろ消費者として捉えられる点を考慮する必要がある。

#### (4) 自主的取組みとの関係

余剰電力購入メニューやグリーン電力基金、グリーン電力証書システム等の電力各社による自主的取組みは、新エネルギーの導入拡大を図る上で一定の役割を果たしているものとして、小委員会においても評価を受けているところ。

新市場拡大措置と電力各社による自主的取組みの関係については、固定価格買取制度をとっているドイツにおいても、また、証書制度を採用しているテキサス州、オーストラリアにおいても、それぞれ自主的取組みの制度が存在していることを踏まえるならば、両制度のいずれかを採用すれば制度上自主的取組みの余地がなくなるとの議論にはならない。

## 新市場拡大措置（オプション B）案の概要

## 1. 導入目標

- ・経済大臣は、導入目標を定め、公表する。

2010 年度の 2001 年度に対する新エネルギー等電力の増加目標

$$\begin{aligned} &= (2010 \text{ 年度の目標} : \text{新エネルギー} (115) + \text{中小水力} (297) + \text{地熱} (37)) \\ &\quad - (2001 \text{ 年度の実績} : \text{新エネルギー} (20) + \text{中小水力} (289) + \text{地熱} (34)) \\ &= 106 \text{ 億 (KWh)} \end{aligned}$$

中小水力については仮に 3 万 KW 以下の規模とした場合のデータ

2010 年度における電力販売量に占めるべき新エネルギー等電力量の比率

$$\begin{aligned} &= \text{の値} (106) \div (\text{2010 年度の総電力販売見込量} (9644) - \text{2001 年度までの既存新} \\ &\quad \text{エネルギー等電力販売量} (343)) \\ &= \text{約 } 1.14 (\%) \end{aligned}$$

## 2. 対象電力

- ・新エネルギー利用等のうち主として電気を発生させるものその他のエネルギー資源による電力 = 「新エネルギー等電力（ / 再生可能エネルギー電力）」

## 3. 新エネルギー等電力供給の認定

認定主体

- ・経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者

認定対象者 = 「新エネルギー等電力供給事業者」

- ・認定を受けた新エネルギー等電力設備を用いて新エネルギー等電力を自ら発生させ、販売する事業を営む者

対象設備

- ・経済産業大臣の認定を受けた新エネルギー等電力を発生させる設備  
(法の公布日以後に運転を開始するものに限る)

## 4. 義務対象者

- ・電力系統を保有する者 = 「電力系統保有者」

## 5. 義務内容

- ・電力系統保有者は、新エネルギー等電力供給事業者から、認定を受けた新エネルギー等電力設備により発生させた電力の販売の申し出があったときは、導入目標を達成するために必要な価格として新エネルギー等電力の種類毎に経済産業大臣の定める価格により当該電気を購入しなければならない。

## 6. 義務の履行確認

・経済産業大臣は、上記の義務に違反する者があるときは、指導、助言、勧告、命令及び罰則その他の措置を講ずる。

## 7. 購入費用の平準化

・他の電力小売事業者（/電力系統保有者）は、上記により電気を購入した電力系統保有者が当該行為により追加的に支払った費用について、平準化するよう努めなければならない。

備考：本案は、制度設計の具体的内容については今後更なる検討が必要であるものの、制度の一案として概要を提示したもの。



## 新市場拡大措置（オプション C）案の概要

## 1. 導入目標

- ・ 経済大臣は、導入目標を定め、公表する。

〔 2010 年度の 2001 年度に対する新エネルギー等電力の増加目標

= (2010 年度の目標 = 新エネルギー (115) + 中小水力 (297) + 地熱 (37))

- (2001 年度の実績 = 新エネルギー (20) + 中小水力 (289) + 地熱 (34))

= 106 億 (KWh)

中小水力については仮に 3 万正 W 以下の規模とした場合のデータ

2010 年度における電力販売量に占めるべき新エネルギー等電力量の比率

= の値 (106) ÷ (2010 年度の総電力販売見込量 (9644) - 2001 年度までの既存新エネルギー等電力販売量 (343))

= 約 1.14 (%)

## 2. 対象電力

- ・ 新エネルギー利用等のうち主として電気を発生させるものその他のエネルギー資源による電力 = 「新エネルギー等電力 ( / 再生可能エネルギー電力)」

## 3. 証書発行

発行主体

- ・ 経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者

発行対象者 = 「新エネルギー等電力供給事業者」

- ・ 認定を受けた新エネルギー等電力設備を用いて新エネルギー等電力を自ら発生させ、販売する事業者

- ・ 小規模な新エネルギー等電力〔太陽光発電〕を購入して販売する事業者

対象設備

- ・ 経済産業大臣の認定を受けた新エネルギー等電力設備

(法の公布日以後に運転を開始するものに限る)

発行単位

- ・ 1MWh 当たり 1 証書

有効期間

- ・ 証書の発行日を含む年度から翌年度までの間

## 4. 義務対象者

- ・ 一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者 = 「電力小売事業者」

## 5. 義務内容

・電力小売事業者は、毎年度、義務量相当の証書を経済産業大臣に提出しなければならない。

〔義務量 = 当該年度のクォータ量 ( 1 ) + 累積ポロウイング量 ( 3 )〕・

1 「クォータ量」

= ( 前年度の総販売電力量 - 既存新エネルギー等電力量 ) × 義務比率 ( 2 )

2 「義務比率」

= 導入目標を達成するために経済産業大臣があらかじめ設定する各年度毎の比率

3 ポロウイング量の上限は、クォータ量に占める累積ポロウイング量が 20% 以下。

## 6. 義務の履行確認

・経済産業大臣は、上記の義務に違反する者があるときは、指導、助言、勧告、命令及び罰則その他の措置を講ずる。

## 7. 優先接続義務

・電力系統を保有する者は、新エネルギー等電力供給事業者又は新エネルギー等電力供給事業を営もうとする者から、その電力系統への接続を要請された場合には、正当な理由がある場合を除き、当該接続の要請に応じなければならない。

備考：本案は、制度設計の具体的内容については今後更なる検討が必要であるものの、制度の一案として概要を提示したものの。